

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業） 実施要領

第一 目的

本実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱（平成 26 年 6 月 19 日付け環水大自発第 1406191 号、以下「要綱」という。）に基づき行う事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

第二 公共交通利用転換事業計画

1. 公共交通利用転換事業計画の内容

要綱第 3 条に定める公共交通利用転換事業計画は、同条第 1 項本文に掲げる事項も含め、以下の事項・内容を含むものとする。

（1）地域に係る状況・背景

①地域の公共交通をとりまく状況

- i) 公共交通利用転換事業を実施する地域の位置・地勢
- ii) 地域の状況（人口、産業、生活環境など）
- iii) 地域における交通の状況（主たる交通の担い手の状況・推移、通勤通学の状況、運転免許保有者数、交通によって生じている環境問題など）

②公共交通利用転換事業を実施する地域の公共交通等の現状と課題等

- i) 地域の公共交通機関等の利用状況（既存の鉄道、バス、自転車、自動車共同利用）
- ii) 地域の公共交通機関等が抱える課題
- iii) 地域の公共交通機関等の促進のために行われた既存の施策等

※ 現状と課題や既存の施策等を記すに際しては、低炭素社会を目指す観点を踏まえて記す必要があることに留意すること。例えば、低炭素社会に向けた課題や施策、既存の地域の交通体系の二酸化炭素排出構造の定量的把握などが記載されることが望ましい。

（2）目指そうとする地域の将来像及び交通体系

- i) 目指そうとする地域の将来像
- ii) 目指そうとする地域の交通体系

※ 目指そうとする地域の将来像及びこれを支える交通体系について記述する。ここでは、既存の自動車に依存した交通から、公共交通や自転車・徒歩等の低炭素の交通に転換していくという基本的考え方と方策が具体的かつ明確に記載されていることが重要である。

(3) 公共交通への利用転換のための事業計画

- i) 事業計画の実施主体
- ii) 事業計画の目標及び目標年次
- iii) 事業計画の実施期間
- iv) 事業計画の下に行う施策、事業
- v) 事業計画の年次計画

※ (2) で示された、地域の将来像及び交通体系を実現するために行う公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組など、公共交通への転換を図る事業の計画について、その実施主体、目標・目標年次、実施期間とともに、具体的な施策や事業の詳細を記述する。それらの施策や事業は、要綱第3条第1項第1号から第3号に掲げられた計画や地域開発総合計画又は都市マスタープラン等、関連する計画と整合性のとれるものとなるよう留意すること。記載に当たっては、抽象的な理念を列挙することを避け、具体的な施策や事業を目標年次及び年次計画とともに記述すること。具体的な事業には、自動車から公共交通機関等への転換を明示的かつ確実に促進する措置が含まれていなければならない。

(4) 事業計画二酸化炭素排出削減の効果と目標

- i) 事業実施による二酸化炭素排出削減の効果
- ii) 二酸化炭素排出削減効果の評価対象
- iii) 事業実施前の二酸化炭素排出量の推計
- iv) 事業実施による二酸化炭素排出削減量の予測及びその手法
- v) 事業実施による二酸化炭素排出削減量の目標

※ 本補助事業の目的が二酸化炭素排出削減を目指すものであることから、事業の評価にあたっては、具体的に二酸化炭素排出削減量の目標を設定し、事業実施後の評価においては、実際に達成された二酸化炭素排出削減量を定量的に示し目標と比較検討することが必要である。

特に、補助事業の目的は、自動車から低炭素の公共交通等への転換を図るものであることから、自動車から公共交通等へ転換することと二酸化炭素排出削減の関係が明瞭であることが求められることに留意する。地域の活性化等により地域の二酸化炭素排出量全体が増加する場合もありうるが、その場合でも、自動車から公共交通等へ転換することによる二酸化炭素排出削減量の推計ができるようにすることが必要である。

このため、事業実施前の二酸化炭素排出量を、できる限り検証可能な方法で

定量的に予め求めておくとともに、検証可能な方法で事業実施に伴う二酸化炭素排出削減量を毎年度求められるよう、事業計画において算定手法とともに、実態調査等の必要な措置を位置づけ、実施することが重要である。このように、二酸化炭素排出削減量は定量的で検証可能な評価を伴うものであるため、二酸化炭素排出削減効果の評価対象を明確にすることが必要である。

事業実施による二酸化炭素排出削減量の目標は、できる限り事業の年次計画に従い毎年度示すこと、また、最低でも事業計画の目標年次における目標を示すこと。

二酸化炭素排出削減量の推計等に当たっては、事業計画と削減量との関係が明らかになり、定量的で検証可能な方法となるよう、例えば、事業実施に伴うマイカーから公共交通・徒歩・自転車への転換数や、モニターからの情報提供、パーソントリップ調査、道路交通センサス自動車起終点調査（OD調査）、幹線道路の走行台数量（道路交通管制から得られた走行台数情報によるもの）、プローブデータ（入手可能な場合に限る。）、これらに類する調査などの情報等を用いること。

「4. 公共交通利用転換事業計画のモデル性について」の⑤についても留意すること。

（5）事業計画の実施体制等

i) 事業計画の実施体制

ii) 事業計画の資金計画

※ （3）事業計画を効果的かつ確実に実施するための体制について、関係機関、関係者が、その各々の具体的な役割分担とともに記述していること。これらの関係機関、関係者は、要綱第4条第2項に掲げられた協議会そのもの、あるいは、それらを含むものであることが想定されている。また、事業計画の実施に必要な資金とその調達方法についても記載すること。

2. 公共交通転換事業計画の上位計画

交付要綱第3条第1項第1号から第3号までの「基づくもの」とは、同号に掲げる地方公共団体実行計画、地域公共交通総合連携計画及び低炭素まちづくり計画（以下「上位計画」という。）に公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げることを目指すものとする。上位計画に公共交通利用転換事業計画の実施について個別具体的に明示することは必須ではない。

3. 交付要綱第3条第1項第4号の取扱いについて

同号の規定により、環境大臣が「これらの計画に準じるもの」として認めるため

には、「1. 公共交通利用転換事業計画の内容」に照らして判断するものとする。

4. 公共交通利用転換事業計画のモデル性について

公共交通利用転換事業計画が、要綱第3条第2項にいう、先進的なモデル的計画であるかどうかは、下記事項を総合的に勘案して判断するため、公共交通利用転換事業計画の策定に当たって留意すること。

- ① LRT・BRTの地域への導入や延伸又は既存の鉄軌道間の直通運転の開始等、公共交通ネットワークについて利用者ニーズ及び二酸化炭素排出削減の観点を踏まえた見直しが行われ、輸送効率や速達性の改善等により、自動車交通の利用者がこれら公共交通の利用者に転換することを促進するものであること。
- ② これら公共交通ネットワークの見直しが、単なる交通状況の改善にとどまらず、コンパクトシティ化の促進、先進的な省エネルギー対策の導入、地域の活性化と低炭素社会への転換の両立をはかるなど地域全体の二酸化炭素排出削減に資する先進的な考えを取り入れたものであること。
- ③ 従来型の公共交通ネットワークの見直しに併せ、徒歩や自転車等の低炭素な代替交通手段の利用促進、自動車の共同利用やパークアンドライドなど自動車交通であっても低炭素となる仕組みの導入などが進められるものであること。
- ④ 利用者に、二酸化炭素排出削減を意識させる措置が講じられているものであること。
- ⑤ 利用者の案内や乗り継ぎ等の円滑化等を通じた二酸化炭素排出削減、二酸化炭素排出削減量の把握や利用者への二酸化炭素排出削減関係の情報の提供のために、情報通信技術（ICT）を活用するものであること。

5. 公共交通利用転換事業計画に基づく施策・事業等の実施

要綱第4条第1項1号の公共交通利用転換事業計画策定調査に係る補助金を受けた補助事業者は、同補助金を受けて策定した計画に基づいて、同計画に定められた実施体制にある関係機関・関係者ととも、同計画に沿った施策や事業が実施されるよう、努めなければならない。

また、同補助事業者は、同計画に従って、必要な機器の購入や設備整備、利用促進を実施すること。

第三 公共交通利用転換事業

1. 公共交通利用転換事業の具体的内容

要綱第4条第1項第2号の公共交通利用転換事業は、同号に示すとおり、公共交

通利用転換事業計画に定められた事業のうち、必要な設備・車両を導入する事業であって、要綱別表第1第2欄第2項に掲げられたとおり、必須事業と選択事業がある。

要綱第3条にいうとおり、公共交通の面的な取り組みを進めるものであるため、公共交通の幹線系統（LRT または BRT によるもの）に係る取組を必須事業とし、当該幹線系統と接続する支線系統（フィーダーバス等によるもの）又は別の幹線系統に係る取組を選択事業として、1つ以上の選択事業を必須事業に複合的に組み合わせた事業を補助対象とすることを原則とする。ただし、地域の状況に応じ、必須事業のみでも補助事業とすることは妨げない。

要綱別表第1第2欄第2項に掲げられた事業の具体的な解釈については、以下による。

- i) LRT システム又は BRT システム等の整備に伴う車両の導入には、当該車両の取得に伴って必要となる車両整備場の整備を含む。なお、LRT システムを導入する場合にあっては、電気設備及び運転保安設備の整備事業を含んでよい。
- ii) LRT システム又は BRT システムと自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業には、停留所近辺における自転車又は自動車共同使用の駐輪又は駐車拠点の整備事業が含まれる。また、LRT システム又は BRT システム用の車両を自転車積み込み用に改良する場合には、その改造事業が含まれる。
- iii) LRT システム又は BRT システムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業とは、乗継情報提供システム、ロケーションシステム、IC カードシステム及び PTPS 等の整備事業をいう。

i) ~ iii) に掲げる事業について、全ての事業を網羅的に実施することを求めるものではないが、少なくとも i) に掲げる事業により幹線交通ネットワークの再編・見直しを行う必要がある。

2. 公共交通利用転換事業の二酸化炭素排出削減の効果と目標

公共交通利用転換事業計画では、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標を明らかにすることが求められるが、補助対象の事業は、事業計画全体の一部でありうることから、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標と、補助対象の事業の効果と目標との関係について考え方を整理し、それに基づいて、補助金申請に係る事業実施計画書の二酸化炭素排出削減効果を記載すること。

要綱第16条第1項に規定する補助事業の実績報告書及び「第四 実施状況報告」に定める事業実施状況報告書に記載する二酸化炭素排出削減状況については、この考え方がもとになるので留意すること。

第四 実施状況報告

1. 公共交通利用転換事業計画策定調査に係る実施状況報告

公共交通転換事業計画策定調査に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、要綱第16条に定める実績報告を行うほか、公共交通利用転換事業計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間の期間、毎年度末において公共交通利用転換事業計画実施状況報告書を様式第1により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

また、当該補助事業者は、策定された公共交通利用転換事業計画に示された目標年次までの間、環境省より求めがあれば、同計画の実施状況についての情報を環境省に提供しなければならない。

2. 公共交通利用転換事業に係る実施状況報告

公共交通利用転換事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、要綱第16条に定める実績報告を行うほか、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間の期間、毎年度末において公共交通利用転換事業実施状況報告書を様式第2により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成26年6月19日から施行する。

様式第 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

公共交通利用転換事業計画実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）によって策定した公共交通利用転換事業計画について、 年度における実施状況を、以下のとおり報告いたします。

記

1. 公共交通利用転換事業計画の実施状況

※ 本報告の対象とする年度における公共交通利用転換事業計画の実施状況について、計画に示された施策や事業について実施状況を具体的に記入することにより記載する。

2. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量

※ 本報告の対象とする年度において、公共交通利用転換事業計画に基づくそれぞれの事業について、事業が未実施のものについては見込まれる二酸化炭素の削減量を、事業実施後のものは実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。

(2) 公共交通利用転換事業計画の削減目標にかかる評価

※ 実際の削減量を計画に示された削減目標に照らして評価すること。実際に目標に達しなかった場合には、その原因について記述すること。

3. 今後の取組

※ 事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

様式第2

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

公共交通利用転換事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）によって実施した事業について、 年度における実施状況を、以下のとおり報告いたします。

記

1. 公共交通利用転換事業の実施状況

※ 本報告の対象とする年度における公共交通利用転換事業の実施状況について、具体的に記入する。

2. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量

※ 本報告の対象とする年度において、公共交通利用転換事業の二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。

(2) 公共交通利用転換事業の削減目標にかかる評価

※ 実際の削減量を事業実施計画書に示された削減目標に照らして評価すること。実際に目標に達しなかった場合には、その原因について記述すること。